

55歳から64歳までの年金未受給のお客様へ

年金予約定期貯金

取扱期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

プレシヤス *Premium* プレミアム

はじめて、JAおおいがわで
年金のお受け取り予約をしていただくと

スーパー定期<1年>

店頭
表示金利に

プラス 0.6%
税引前

上乗せ

いつまでも、好きなことを自分らしく。充実したセカンドライフを安心して迎えるための
お得な金利上乗せ定期貯金です。

ご契約いただける方

はじめて当JAにて

年金受給をご予約された

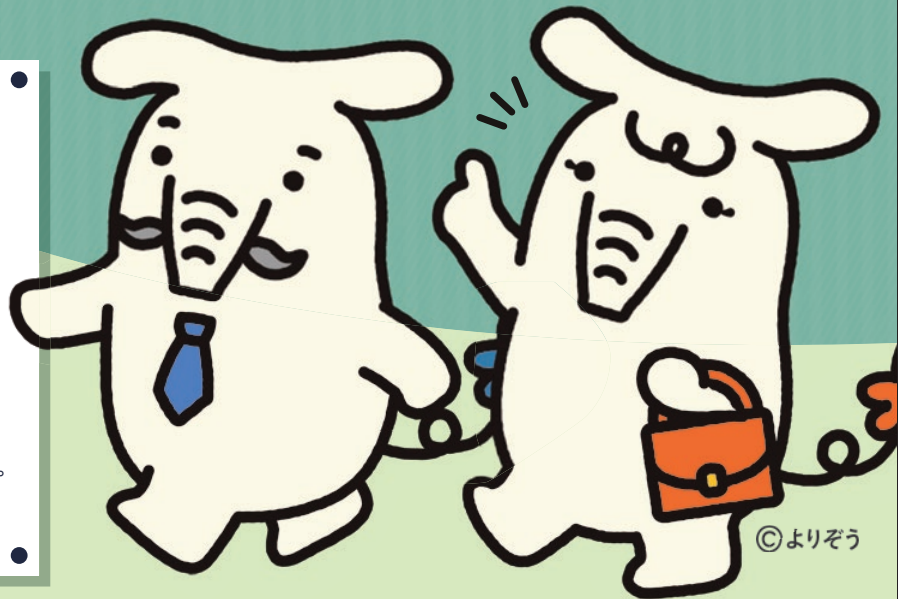
55歳から64歳の年金未受給のお客様

預入金額

10万円以上100万円以内(1円単位)

※自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。
※中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。



©よりぞう

詳しくは、JAおおいがわのホームページまたは商品概要説明書をご覧ください。
不明な点はお気軽に窓口までお問い合わせください。



JA おおいがわ 検索



お問い合わせ

年金予約定期貯金(プレシャSPREMIUM) 商品概要説明書

| | |
|--|---|
| 1.商品名(愛称) | ○スーパー定期貯金(単利型)(プレシャSPREMIUM) |
| 2.販売対象 | ○はじめて当JAにて年金裁定手続きを予約される、55歳～64歳までの個人の年金未受給者で当JAに年金裁定請求書をお預けいただいていない方。(※予約申し込み受付から6か月以内) ※年金受取ご予約の確認資料として、「年金裁定請求書に関する予約申込書兼依頼状」のご提出及び基礎年金番号が確認できる書類のご提示をいただきます。(配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号が確認できる書類もご提示いただきます。) ※他金融機関から指定口座変更の場合は除きます。 |
| 3.取扱期間 | ○令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水) |
| 4.預入期間 | ○単利型/定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 |
| 5.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入合計金額 | ○一括預入 ○10万円以上100万円以内 ○1円単位 ○1人合計100万円までご利用いただけます。 |
| 6.払戻方法 | ○満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法 | ○預入時の店頭表示の金利に0.6%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ※年金裁定請求書提出後、または満期日以降プレシャSPREMIUMの継続(書替)は出来ません。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。 |
| 8.付加できる特約事項 | ○総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 |
| 9.中途解約時の取扱い | ○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A.6か月未満……………解約日における普通貯金利率 B.6か月以上1年未満……………約定利率×50% |
| 10.貯金保険制度(公的制度) | ○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) |
| 12.その他参考となる事項 | ○原則、年金振込予定の「総合口座」の定期欄への作成となります。(証書・定期貯金通帳への作成は不可) ○商品契約後、年金予約の意思が無い旨を確認した場合は、中途解約させていただきます。 ○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 ○金利環境の変化等により、お取り扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAおいがわホームページにてお知らせいたします。 |